

保育研究の考え方・すすめ方

実践研究への誘い

全国保育士会研究紀要委員会
(平成17年5月)

現場が取り組む保育研究の意義は、保育実践で直面する問題を解決し、保育機能の質的向上を図る理論と方法を追求していくことにあるといえます。そのため「実践研究」が主体となります。従って、ここでは「実践研究」に焦点をあてて、研究のあり方を考えてみることにします。

実践研究は原則として、次のような段取りですすめられています。

研究の目的の明確化 研究計画の作成 研究経過・結果の考察 総括

1. 実践報告と実践研究

保育の現場は、実践研究の宝庫であるといわれ、また保育者は、研究的に実践活動に取り組んでいると自負しながら、現場は研究活動が低調です。研究に弱いと評されるのは、その結果が、「実践報告」のレベルにとどまっているということにあるといえます。

実践報告は、現場の実践活動の経過報告であり、研究とはいえません。もちろん実践活動には研究的要素が含まれていますが、実践研究であるためには、それだけの構成、手続き、とりわけ原理的考察が必要です。研究はそれ自体が「文献」として、次の研究の発展に資することが求められます。

2. 研究のすすめ方

(1) 研究目的の明確化

どのようなことを検討したいのか、何を追求したいのかを明らかにします。

保育現場では、子ども達の示す様相や自分の取り組みに対して、「これでいいのだろうか」「何故、そうなったのか」「どう対処すればいいのか」あるいは「ここを変えたい」「こんなことを試みたい」など、たえず疑問を持ったり、模索したりしながら実践していますが、日々に追われて、なかなか追求できないのが現状です。

そうした中で、課題をしぼって、それがどのようなことから起こっているのかを仮説的に考察し、解決の方途を探り、実践経過を通して実証し、理論化を図っていくのが実践研究で

す。

課題意識が漠然とした感覚的レベルでは、どのように実践、実践研究を進めればよいのか、手がかりがみえてきません。課題を明確にするには、次のことが考えられます。

メンバーで討議する：

直面する問題、試みたい具体的アイデアなどを話し合い討議し、共通性のあるもの、関心度の高いものにしぼる。では遊具や教材の工夫、場の構成、プログラムの開発など実験的、先駆的要素を持つ例が多い。

実態を把握する：

実態の把握は、すなわち問題の所在の確認である。実践研究ではここを出発点とすることが多い。

研究では客観性が重視されるが、特に研究過程を考察する上で、出発点の実態と結果を比較検討することは重要な意味を持つ。従って実態を客観的に把握することが求められる。

過去の諸記録（カリキュラム、保育日誌、実践記録、健康・安全に関する記録、行事の記録、個人記録、連絡帳など）を整理・分析する。

行動観察法（エピソード収録） 調査法（テスト法、アンケート法）などによる。

必要に応じて組み合わせる。

例えば、話し合う中で「文への対応」が共通する切実な問題となったりする。そこで問題の所在を探り、手がかりを得るために「親の子育てに対する意識と意識態度」の実態把握を試みることになった。その場合、連絡帳を分析することで、日常的な親の思いや子どもへの関わり方を知ることができるが、加えてアンケート調査を行えば、より多面的な実態を客観的に把握することができる。

どのような視点で実態把握を試みるか、研究者の創意工夫が望まれるが、アンケートの項目など類似の課題を持つ文献（研究論文）を参考にすることは有意義である。

実態を通して問題の所在を客観的に把握する有効な手だては、数量化（統計的処理）であるといえる。図式化すれば一層明確になる。しかし、数量化には限界があり、数量化しない場合、把握した実態を文章で示すことになる。

研究期間が短い場合など、この段階（いわゆる問題点の掘り起こし）で終わる例が多い。研究一般としては、これも研究活動として位置づけられるが、実践研究の場合、単なる問題点の確認や羅列では、十分目的を果たしたとはいえない。

ここを起点として成因を探り、少しでもよい方向をめざして、方法を模索し、問題解決を図る実践を行い、実践過程に基づく実証がなされることが望まれる。

（２）研究計画をたてる

研究課題が明確になったら、実際にどのような対象や方法で研究していくかという計画になります。この場合、類似の先行研究を参考にすることが有意義です。

研究期間を見通して、どのような方法が可能か、効果的か、中間の考察をどうするか、など、アウトラインを描いていきます。できれば、パイロットスタディ（予備研究）をおこなうとよく、例えば、アンケート調査を実施する場合、必ず小範囲で予備調査を行い、項目の設定や設問内容の適否、あるいは意図した結果が得られるかなどを検討して本調査に入ることが効率的です。

特にグループ研究では、十分話し合っ、すすめ方について相互理解を深めておかなければなりません。とかく計画段階では、内容その他、拡大しがちとなるので、研究に投入できる時間や労力、対象者にかかる負担などを考慮して見極めを持つことが大切です。

(3) 研究経過・結果と考察

実践研究は具体的な保育活動を通して行われ、その実践の記録を分析・考察することで進められ、保育研究の主体をなすものです。実践経過過程における諸現象(子どもの心情・意欲・態度が主となるが、課題によっては、保護者や保育者であったりする)が何によるものかをきめ細かく考察します。実践研究では量的追求より質的研究が重視されます。考察による評価・反省を次の実践(保育活動)に反映させ、研究目的に関連する実践計画を再構築する経過を一定間積みあげ、対象の変化を明らかにします。

対象に望ましい変化が確かめられたとき、その実践研究は一定の成果をあげたといえます。まず、実践者自身による考察が原点ですが、時として主観的になることがあります。

出発点の実態把握と同じ手だてで、終了時の実態把握を試み、変容を確かめる

結果を先行の文献と照合する

グループ討議をする

専門化によるスーパービジョンを受ける

など客観性を図る必要があります。

(4) 総括

実践研究では、一般に一連の経過・考察をもとに帰納的に一般化すべき論理を導き出すことになります。全体を通して、

明らかになったことは何か

問題解決や保育の向上にフィードバックできることは何か

残された問題、今後取り組むべき課題は何か

結論をまとめます。

「結語」は、自らの研究をとして価値づけることになります。

3. 研究論文のまとめ方

研究方法によって若干の違いがあるが、一般に序論、本論、結論の3つで構成されます。

(1) 研究テーマ

研究内容を最も的確に表すものを考えたい。具体性が求められる。実際に行った研究の観点や結果などから、その中心となった研究内容を副題として記すことは、有効な方法である。

(2) 序論(はじめに)

研究の動機、理由、研究の意義、問題の所在、研究の目的、これまでの経過や研究に直接

かかわる理論的背景などを述べる。

(3) 本論(方法、実践経過、結果と考察) 2. 研究のすすめかた(2)・(3)

自分がとりあげた研究課題をどんな方法で研究したかを明らかにする。

対象者、研究時期、研究期間、研究場面、資料収集の方法、教材、教具、結果の分析・整理法などを記す。

結果は、研究論文の主要な部分である。研究の過程、成果を小区分(節)を設けて、順序だてて述べる。小区分ごとに内容を端的に示す「小見出し」をつけるとまとめやすく、また理解されやすい。ここでは考察を加えず事実について記す。可能なものは図表を用いると良い。

考察は区分ごとに研究結果から得られた見解を記し、次へ関連づけ、論理を明快に展開させていく。

(4) 結論(おわりに) 2. 研究のすすめ方(4)

研究の要約、明らかとなったこと、残された課題など、論文の概要が把握できるものとする。最後に引用文献、参考文献を明記する。

実践研究は、現場の保育実践とメカニズムは同じだといえます。自らの実践に科学的な基礎をもたせて、実践を高め、保育者として、資質の向上を図るための地道な積み上げの期待します。

4. 研究における倫理

利用者のプライバシーを守ることは、保育者の責務であり、このことについては児童福祉法や全国保育士会倫理綱領の規定を持ち出すまでもありません。それは、保育所に通う子どもや保護者の事例研究を行う場合についても同様です。

事例による保育研究を行うにあたっては、研究の対象となる者の協力がなければ実施できません。このことを十分理解し、子どもやその家族も含め、敬意をもって対応することが重要です。また、「私が、お子さまにとってさらに良い関わりができるよう助言をいただきたい」ということを、保護者に理解していただくことが必要です。したがって、保護者との“信頼関係”なくしては、研究はできません。

事例研究を行うにあたっては、具体的には以下の取り組みが必要です。

なお、事例に手を加えることも事例研究論文の手法としては存在しますが、現在の保育分野においては、生きた事例を数多く検討することが必要であり、好ましくないと考えます。

(1) 所属長等の了解を得る

研究計画などを所属長に示し、了解を得る。所属長は、その研究が必要なものであるか、実践に有効なものであるかを確認する。

倫理審査委員会などを法人内に設置している場合は、その意見を聴く。設置してい

ない場合は、第三者から審査を受けるよう取り組む。
研究の進捗状況などを適宜、所属長に報告する。

(2) 本人が特定されない工夫を行う

本人が特定されないよう仮名等を用いる。
事例研究上、不必要な情報は記載しない。

(3) 保護者の同意を得る

保護者の同意を可能な限り“文書”にて得る。文書による同意が不可能な場合、口頭にて同意を得て、その旨を記録に残す。なお、同意を求める際、以下の点を説明する。

(ア) 研究対象となった理由

(イ) 研究者、研究の目的、方法、期間、研究結果の発表方法等

(ウ) プライバシーの配慮の方法

(エ) 起こりうる子ども及び保護者の不利益の有無、内容

(オ) 研究対象となることを断ることができること

(カ) 断ることによって、不利益を被ることはないこと

(キ) 研究対象になり、研究期間中であっても、継続を断ることができること

(ク) これらについて、第三者と相談して決めてもよいこと

了解を得る際には、対象者が断りにくい立場に置かれていることを認識し、保護者の意思を慎重に確認する。

(4) 研究成果の開示

研究対象となった子どもの保護者から研究結果の開示の請求があった場合は、他の子どももしくは保護者のプライバシーに抵触しない範囲において、その請求に応じる。
研究期間中であっても、極力対応する。

(5) その他必要な配慮を行う

これらは、事例研究を妨げるものではなく、保育の質をより一層高めていくためには欠かせないことなのです。